ALPS処理水の処分に関する
基本方針の着実な実行に向けた行動計画

令和３年１２月

廃炉･汚染水･処理水対策チーム事務局

これまでの経緯

令和3年

4月13日　第5回　廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議

- 「ALPS処理水の処分に関する基本方針」の決定

4月16日　第1回 ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議

- 基本方針を実行していく枠組みの整備、当面の進め方の確認

5月～7月　ワーキンググループ（計6回）

- 自治体、農林漁業者、観光業者等の風評影響を受け得る方々との意見交換

8月24日　第2回 ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議

- 「当面の対策」の取りまとめ

9月～12月　当面の対策の取りまとめ及び進捗状況等に関する意見交換

12月28日　第3回 ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議

- 「行動計画」の策定

→　今後も対策の実施状況を継続的に確認し、状況に応じ随時、追加・見直しを行う。

ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画（ポイント）①

◆ 4月の基本方針の決定、8月の当面の対策の取りまとめ以降、対策を順次実施。

・安全確保

- 設備概要の公表（8月）、海洋拡散シミュレーション・放射線影響評価の公表（11月）
  原子力規制委員会への実施計画の申請（12月）
- IAEAとの具体的な協力枠組みの合意（7月）、専門家による評価（11月～）

・理解醸成

- 様々な団体等への説明会の開催・ホームページ・パンフレットの公表（随時）、大消費地でのシンポジウム（12月）
- 在京大使館、在外公館、国際会議等を通じて繰り返し情報発信、3つの国・地域で輸入規制の緩和・撤廃

・風評対策

- 令和3年度補正予算、令和4年度当初予算で必要予算を計上（水産物の需要減少に対応する基金等）

◆ 更に取組を加速するため、今回、対策ごとに今後1年の取組や中長期的な方向性を整理する行動計画を策定。

◆ 今後も、対策の進捗や自治体・団体等の御意見も踏まえつつ、随時、追加・見直していく。

１．風評を生じさせないための仕組みづくり

（１）徹底した安全対策による安心の醸成

対策１：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

- 東京電力が、8月に安全確保のための設備や運用方針、11月に海洋拡散シミュレーション・放射線影響評価、12月に「廃炉事業に関する信頼回復に向けた取組について」を公表。12月、原子力規制委員会に実施計画の申請。

→ 今後、原子力規制委員会による原子炉等規制法に基づく審査やIAEAによるレビューを実施。中長期的に安全性の検証を継続。

対策２：モニタリングの強化・拡充

- 4月以降、客観性・透明性・信頼性の高いモニタリングとすべく、専門家会議等での検討を実施中。また、11月にIAEAが分析機関の能力確認を実施。

→ 今後、年度内に「総合モニタリング計画」を改定。その後、放出前の海域モニタリングや水産物モニタリングを開始。
中長期的に、放出前後のモニタリング結果の比較等を実施し、広く公表。

ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画（ポイント）②

対策３：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

- 7月に、IAEAとの具体的な協力の枠組みを整備。9月にIAEA幹部、11月には専門家含むメンバーが来日。令和3年度補正予算で、放出前におけるJAEAによる第三者分析のために必要な予算を確保。

→　今後、IAEAは処理水の安全性評価、分析機関の能力や規制内容の確認等を実施。令和4年中に中間報告書を取りまとめ。中長期的に、放出前・中・後の全体に関与。評価結果やデータは、国内外に透明性高く発信。

（２）安心感を広く行き渡らせるための対応

対策４：安心が共有されるための情報の普及・浸透

- 4月以降、農林漁業者、観光業者、加工・流通・小売事業者、自治体職員等、幅広い対象に、処理水の安全性や基本方針決定の背景、支援策についての説明会や意見交換を約500回開催。12月には東京で消費者向けのシンポジウムを開催。

→　今後、関係団体等の協力も得つつ説明を重ね、大消費地でのシンポジウムも継続。対象に応じ、正確で分かりやすい情報を、様々なチャネル・媒体を通じて、できるだけ多くの方に発信。

対策５：国際社会への戦略的な発信

- 4月以降、在京大使館、在外公館、国際会議等を通じて、繰り返し情報発信。7言語でのリーフレットを作成・配布。また、米国等の3つの国・地域で輸入規制の緩和・撤廃が実現。

→　今後、1月から海外における風評に係る調査を開始。結果を踏まえて必要な発信を行う。輸入規制の撤廃に向けた取組も継続。

対策６：安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

- 7月以降、福島県産農産物等流通実態調査で、風評のサプライチェーンへの影響、買い叩き等の実態調査を実施。

→　今後、年度内に風評被害に関する消費者意識の実態調査を実施。さらに風評影響の把握や要因分析等を継続的に実施。

ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画（ポイント）③

２．風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくり

（１）風評に打ち勝つ、強い事業者体力の構築

対策７：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

- 令和3年度補正予算・令和4年度当初予算において、水産業、農林業・商工業、観光業等、風評影響を受け得る業種に対する支援を行うための予算を計上。9月に、中小機構、JETRO、よろず支援拠点に特別相談窓口を設置し、施策活用の支援等を実施中。

→ 今後、予算確保した事業を着実に執行。中長期的に、風評影響の実態を踏まえ機動的に対応。

（２）風評に伴う需要変動に対応するセーフティネット

対策８：万一の需要減少に備えた機動的な対策

- 令和3年度補正予算において、ALPS処理水の海洋放出に伴う需要対策として基金を造成。

→ 今後、年度内にも執行体制を整備。中長期的に、風評影響の実態を踏まえ機動的に対応。

対策９：なおも生じる風評被害の被害者の立場に寄り添う賠償

- 4月に国及び東京電力は、ALPS処理水に関する損害賠償に対応する体制を整備。8月に東京電力が風評賠償の枠組みを公表、関係団体等に対して説明と意見聴取を実施中。

→ 今後、地域・業種の実情に応じた賠償基準を策定。関係団体等に対して賠償基準や請求方法等を周知。中長期的に、賠償の状況を検証し、迅速な賠償が着実に実施されるよう取り組む。

対策１０：風評を抑制する将来技術の継続的な追求

- 5月以降、東京電力が、トリチウム分離技術について公募調査を実施。12月に一次評価の結果を公表。

→ 今後、詳細な評価を実施。中長期的に、可能性のある技術について追加的なデータ取得等を進める。

- 汚染水発生量は2020年140 ㎥/日を達成。

→ 建屋屋根の補修、フェーシング等の汚染水発生量低減のための取組を継続。2025年内に100 ㎥/日以下達成を目指す。

対策１：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

①基本方針を遵守した具体的な処分計画の策定 【農林水産省、経済産業省】

➢ 東京電力に対して、基本方針の確実な遵守を大前提に、以下の取組を実施するよう求める。
（ア）ALPS処理水に含まれる放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の実施
（イ）風評影響を最大限抑制するためのトリチウムの排水濃度と放出量の管理
（ウ）万一に備えた緊急停止設備の設置
（エ）ALPS処理水の処分業務に特化した組織の設置

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
（ア）～（ウ）処分計画の策定 【農林水産省、経済産業省】		
令和3年8月 • 東京電力が「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する安全確保のための設備の検討状況について」を発表。厳格な測定、放出管理、緊急停止等の考えを提示。発表内容について、地元自治体や漁業者を始め地元の方々との意見交換を実施。 令和3年12月 • 東京電力が「福島第一原子力発電所の廃炉事業に関する信頼回復に向けた取組について」を公表。 • 東京電力が原子力規制委員会に対して、実施計画変更認可申請。	申請後 • 原子力規制委員会による審査。 • 認可後、設備の本格工事開始。 • 設備完工後、使用前検査。	• 実施計画の確実な遵守。 - 東京電力及びJAEA等の第三者機関が、希釈前のトリチウム、トリチウム以外の放射性物質の濃度を測定 - 放出前に確実に希釈できているか確認 - タンク群ごとの放出開始前及び放出中の濃度測定 - 地元自治体等の協力の下、測定時のサンプル採取の適切性等について確認 - 年度毎に、次年度以降の放出計画の見直し、年間に放出するトリチウム量を可能な限り低減 - 設備の保守管理の着実な実施
（エ）ALPS処理水の処分業務に特化した組織の設置 【経済産業省】		
令和3年7月 • 東京電力が設備設計及び計画策定をすることを主な目的とする「ALPS処理水プログラム部」を設置。	• 必要に応じ柔軟かつ迅速に体制を整備。	• 設備の管理等において安全確保に万全を期すための体制を維持。

対策１：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

②人及び周辺環境に与える影響の確認 【経済産業省】

- 東京電力に対して、人及び周辺環境への影響について、詳細化や精度向上のための取組を行い、その結果を透明性高く発信し、既に公表している海洋での拡散シミュレーションについても、更なる精度向上を図るべく、専門家を含めた検討を継続するよう求める。
- 風評影響を抑制する観点から、第三者によるチェックの下で、海水で希釈したALPS処理水の環境で、実際に魚類等を飼育し、その生育状況を公表する等、分かりやすい情報発信を行う。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 人及び周辺環境への影響確認・海洋での拡散シミュレーション 【経済産業省】		
令和3年11月 • 東京電力が、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価報告書（設計段階）」を公表。 • 同報告書の中で、沿岸から約1kmを放出地点とする新たな海洋拡散シミュレーションを公表。	令和4年内 • 人及び環境への放射線影響評価並びに海洋拡散シミュレーションの結果について、分かりやすい資料を作成し、説明・周知。更にIAEAによるレビューや原子力規制委員会による確認、外部からの意見も踏まえ修正・補強。	• 最新の状況・放出実績等のデータを元にした検証を重ね、影響が生じていないこと等を確認。
➢ 魚類等の飼育 【経済産業省】		
令和3年7月 • 東京電力が「ALPS処理水による魚類等の飼育試験の取組の概要」を公表。	令和4年夏頃 • 海水で希釈したALPS処理水による飼育を開始、海水の環境下での生育状況と比較。 - 飼育対象はヒラメ等 - 飼育試験の状況・進捗等は随時公開	• 実際に環境中へ放出された水による飼育の実施・評価。 • 結果について、透明性高く、分かりやすく公表。

対策１：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

③原子炉等規制法に基づく審査 【原子力規制庁】

➢ 東京電力からの実施計画変更認可の申請を受け、公開の審査会合において原子炉等規制法に基づいた審査を行う。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
令和3年4月 • 原子力規制委員会でALPS処理水の取扱いに関する政府方針を踏まえた対応について了承。 令和3年7月以降 • 東京電力が原子力規制委員会に対して実施計画の変更認可申請。公開の審査会合を開催し、審査を実施。12月に海洋放出に係る実施計画の申請。 これまでの審査会合 ①実施計画変更認可申請 （組織体制変更） ➢ 令和3年7月　第1回審査会合 ➢ 令和3年8月　認可 ②実施計画変更認可申請 （タンク用途変更に伴う新設） ➢ 令和3年8月　第2回審査会合 ➢ 令和3年11月　認可 ③実施計画変更認可申請 （海洋放出設備の設置等） ➢ 令和3年12月　第3回審査会合	• 原子炉等規制法に基づく審査の実施。 - 随時審査会合を実施予定 - 審査書案の取りまとめ - 審査書案に対するパブリックコメント実施 - 実施計画変更認可申請に対する処分 - 審査結果について透明性のある説明・情報発信 令和4年春頃 • IAEAによる規制レビューの実施。 - IAEAの専門家が来日 - 原子力規制委員会における実施計画変更認可申請に係る審査のプロセス及び内容について、IAEAガイド等に照らしたレビューの実施	• 実施計画が確実に遵守されているかを確認・監視。 - 実施計画検査による保安体制、設備の設置状況、ALPS処理水の濃度測定方法等の確認・監視等

対策２：モニタリングの強化･拡充

①海域環境モニタリングの強化･拡充 【環境省、原子力規制庁】

- 今後、令和3年6月に新たに設置した「ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議」から、モニタリングを行う測点、頻度等についての助言を得る。
- IAEAによる分析機関間比較の取組や地元関係者の立会いの機会の確保等により、客観性、透明性及び信頼性を最大限高め、モニタリングの強化･拡充を図る。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
令和3年4月以降 • 客観性・透明性・信頼性を最大限高めたモニタリングとすべく、専門家による確認・助言を得つつ、モニタリングを行う測点、頻度等について検討。 これまでの会議開催実績 令和3年4月　モニタリング調整会議 6月　第1回海域モニタリング専門家会議及び第1回海域環境の監視測定タスクフォース 8月　第2回海域モニタリング専門家会議 9月　第2回海域環境の監視測定タスクフォース 12月　第3回海域モニタリング専門家会議 令和3年11月 • IAEAによる分析機関間比較を実施、「海域モニタリング」での試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。	令和4年3月頃 • 専門家からの助言を踏まえ、総合モニタリング計画を改定。 令和4年春頃（予定） • 海洋放出前の海域モニタリングを開始。 令和4年秋頃（予定） • IAEAによる分析機関間比較を実施、「海域モニタリング」での試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。	• 総合モニタリング計画に基づき、海域モニタリングを実施し、放出前の結果と比較。結果について広く情報発信を実施。 • 引き続き、IAEAによる分析機関間比較を実施、「海域モニタリング」での試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。

対策２：モニタリングの強化･拡充

②水産物のモニタリングの拡充 【農林水産省】

- 原発事故の影響を受けている地方自治体や地元関係者が行う水産物の放射性セシウムのモニタリング検査への支援を継続。
- 地元関係者の要望も踏まえつつ、新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を実施。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
～令和3年12月 • 水産物の安全性を確保するため、水産物中の放射性セシウム検査を継続的に実施。 - 平成23年3月開始 - 水産物中の放射性セシウムモニタリング検体数：170,505検体（令和3年11月末時点） • 消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、検査結果の正確な情報を提供。 - 平成25年6月開始 - 「水産物中の放射性物質」について消費者、加工業者等への説明会：計174回（令和3年11月末現在）	令和4年以降 • 原発事故の影響を受けている地方自治体や地元関係者が行う水産物の放射性セシウム検査への支援を継続的に実施。 • 地元関係者の要望も踏まえつつ、ALPS処理水の海洋放出前から、新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を実施。	• ALPS処理水の海洋放出後の水産物モニタリングを開始。放出前の結果と比較。

対策３：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

①国際機関との緊密な連携 【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

- IAEAは、ALPS処理水の取扱いに係る安全性等について、IAEA安全基準に基づくレビューや、海域モニタリングでの試料採取の手法や分析機関の分析能力の確認を行うとともに、これらの結果については、その進捗に応じて適時に公表する。
- OECD、NEA等の専門的知見を有する国際機関においても、専門家によるワークショップ等を通じて、国際社会に積極的な発信を行い、信頼性及び透明性の向上を図る。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ IAEAとの連携 【外務省、経済産業省、原子力規制庁】		
令和3年4月 • 梶山経済産業大臣（当時）とグロッシー事務局長がテレビ会議。IAEAが協力の準備を加速化させることに合意。 令和3年7月 • ALPS処理水の取扱いに係るIAEAとの協力枠組みに関する付託事項（TOR）に署名。 令和3年8月 • 梶山経済産業大臣（当時）とグロッシー事務局長が会談、ALPS処理水の安全性に関するIAEAレビューミッションの派遣、厳正で透明性のあるレビューの実施に合意。 令和3年9月 • エブラール事務次長が来日し、今後の協力等に関する意見交換、福島視察を実施。	令和4年内 • IAEA処理水安全性評価の実施（レビューミッションの来日）。 - ①放出される水の性状、②放出プロセスの安全性、③人と環境の保護に関する放射線影響についてIAEAの安全基準に照らした評価を実施 令和4年春頃 • IAEAによる規制レビューの実施。 - IAEAの専門家が来日 - 原子力規制委員会における実施計画変更認可申請に係る審査のプロセス及び内容について、IAEAガイド等に照らしたレビューの実施 令和4年秋頃（予定） • IAEAによる分析機関間比較を実施、「海域モニタリング」での試料採取の手法や分析機関のモニタリング手法、分析機関の分析能力を確認。	• ALPS処理水の放出前・中・後の長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、国際的な安全基準に照らした専門的な評価を予定。

対策３：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

①国際機関との緊密な連携 【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ IAEAとの連携 【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）		
令和3年11月 • カルーソ部長及び国際専門家（フランス、ロシア及び韓国）が来日し、ALPS処理水の安全性に関するレビューミッションの準備会合を開催。今後のレビューにおいて参照される安全基準等について技術的な議論を実施。 • IAEAによる分析機関間比較を実施、「海域モニタリング」での試料採取の手法や分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力を確認。 • IAEA主催の東電福島第一原発事故10年に当たっての国際会議のALPS処理水の安全性に関する特別セッションにおいて、萩生田経済産業大臣が基本方針を説明（ビデオメッセージ）。 令和3年12月 • 萩生田経済産業大臣とグロッシー事務局長がテレビ会談。令和4年中に中間報告書を取りまとめることを確認。	令和4年内 • IAEA処理水安全性評価の実施（レビューミッションの来日）。 - ①放出される水の性状、②放出プロセスの安全性、③人と環境の保護に関する放射線影響についてIAEAの安全基準に照らした評価を実施 令和4年春頃 • IAEAによる規制レビューの実施。 - IAEAの専門家が来日 - 原子力規制委員会における実施計画変更認可申請に係る審査のプロセス及び内容について、IAEAガイド等に照らしたレビューの実施 令和4年秋頃（予定） • IAEAによる分析機関間比較を実施、「海域モニタリング」での試料採取の手法や分析機関のモニタリング手法、分析機関の分析能力を確認。	• ALPS処理水の放出前・中・後の長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、国際的な安全基準に照らした専門的な評価を予定。

対策３：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

①国際機関との緊密な連携 【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ OECD/NEA等の国際機関との連携 【外務省、経済産業省】		
令和3年4月、6月 • 資源エネルギー庁とマグウッドOECD/NEA事務局長による電話会談。OECD/NEAが刊行した「福島第一原発事故から10年：進展と教訓」や、今後の協力可能性等について議論を実施。 令和3年10月 • NDF福島第一廃炉国際フォーラムにおいて、マグウッドOECD/NEA事務局長や海外有識者の参加を得て、学生を含めた地元の方々と廃炉と地域の未来をテーマに議論を実施。	令和4年内 • ALPS処理水の安全性に関する国際社会への情報発信の在り方等について、マグウッドOECD/NEA事務局長及び専門家との議論を通じて、今後の新たな協力内容（セミナー等）について検討を実施。	• ALPS処理水の処分の実施状況に応じて、OECD/NEAの専門家等との政策的な議論を実施し、今後の新たな協力内容について検討を実施。

対策３：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

②地元自治体･農林漁業者等の関与 【農林水産省、経済産業省、環境省】

- 放出前のALPS処理水の分析において、JAEA等の第三者による測定･評価を行い、公開する。
- 東京電力が実施する海域環境モニタリングにおける試料採取や検査の立会い等において、地元自治体や農林漁業者、消費者等の参加を得るべく、処分計画の具体化と併せた検討を行うよう、東京電力に求める。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 放出前の分析におけるJAEA等の第三者による測定･評価 【経済産業省】		
令和3年10月 • JAEAがALPS処理水の第三者分析を実施すべく、必要な機材の確保等の準備を進める方針を公表。	令和4年度上期 • 分析施設の竣工。その後、施設の運用開始。 令和4年度下期 • ALPS処理水分析の本格的な開始。	• 海洋放出後も、JAEAが放出前の第三者分析を実施し、その結果を公表することで、ALPS処理水の安全性及び透明性を確保。
➢ 東電が実施する海域環境モニタリングにおける地元自治体や農林漁業者、消費者等の参加 【農林水産省、経済産業省、環境省】		
令和3年8月 • 東京電力が公表した「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況 」の中で、測定時のサンプル採取時に、地元自治体・農林水産事業者等の視察の受入れを実施する旨を公表。	令和4年3月頃 • 地元自治体・農林水産事業者等による分析・評価用サンプル採取時の立会い等の関与に向けた準備を実施。	• 海洋放出後も、作業の信頼性を担保するために、第三者の関与を継続し、立会いを行う機会や回数等について継続的に見直しを実施。

対策３：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

③徹底した情報公開と高頻度の情報提供 【復興庁、経済産業省】

- 放出前の放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の結果、希釈設備の稼働状況、放出後における東京電力が実施する各地域での海域環境モニタリングの結果等の情報を丁寧に公開するよう東京電力に求める。
- 政府においても、ホームページによる公表や、廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議における報道機関への説明等の情報の公開に加え、国内外の関心の高さを踏まえ、ALPS処理水についての情報を一元的に公開する等、国内外に向けて正確で分かりやすい情報提供を行う。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
～令和3年12月 • 廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議において取りまとめた、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組に関する進捗状況等の記者ブリーフィング・地元自治体への説明を実施。 ＜記者ブリーフィング＞ - 場所：東京及び福島 - 日時：原則月末木曜日（月1回） ＜地元自治体への説明＞ - 場所：浜通り13市町村 - 日時：不定（月1回） • 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水ポータルサイト」に開設されたALPS処理水に特化したページにて、関連する情報を一元的に公開。	令和4年1月以降 • 引き続き、記者ブリーフィング・地元自治体への説明等を通して、報道機関・周辺市町村に向けた継続的な情報提供を実施。 • 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水ポータルサイト」について、更新作業（1～2週間に1回程度）を継続し、最新の情報を提供	• 令和4年の取組状況も踏まえ、国内外に向けて分かりやすく情報提供を行うべく、情報の一元化や情報の受け手に応じた発信の在り方を検討・実施。

対策３：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

③徹底した情報公開と高頻度の情報提供 【復興庁、経済産業省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
令和3年8月 • 東京電力は、安全確保のための設備や運用について公表。その中でALPS処理水に含まれる放射性物質の客観性の高い測定・確認、海域モニタリングの強化・拡充と情報公開について検討状況を公表。 令和3年11月 • 東京電力が、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価報告書（設計段階）」を公表。【再掲】 • 同報告書の中で、沿岸から約1kmを放出地点とする新たな海洋拡散シミュレーションを公表。【再掲】	令和4年春頃（予定） • 東京電力は、ALPS処理水放出の1年前から海域モニタリングを拡充し、結果をタイムリーに公開。 令和4年内 • 国際原子力機関（IAEA）による処分の安全性に関するレビューを実施し、結果を公表。	• 東京電力は、ALPS処理水放出後も海域モニタリングを継続し、放出前との比較も行いながら、分かりやすい情報公開を随時実施。

対策４：安心が共有されるための情報の普及･浸透

①農林漁業者への説明の徹底 【農林水産省、経済産業省】

➢ 農林漁業者等の生産者に対する説明会や意見交換を重ね、今回の決定の背景や検討の経緯等への理解を深めていただくとともに、懸念を払拭するための対策の提示や処分計画の進捗、状況変化の確認や風評対策への協力依頼も含め、説明を尽くす対応を継続。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
～令和3年12月 • 農林漁業者等の生産者の皆様に対して、内閣府、資源エネルギー庁、水産庁等による説明会・意見交換を実施（約90回）。	令和4年1月以降 • 農林漁業者等の生産者の皆様に対して、ALPS処理水の安全性、基本方針決定の背景や検討の経緯、行動計画の内容や具体的な支援策等について、繰り返し説明会を開催。	• 引き続き、処理水の安全性等への理解を深めていただくよう、説明を尽くす対応を継続。 • 放出後も、処分の実施状況や風評対策等について、適時に説明を実施。

対策４：安心が共有されるための情報の普及・浸透

②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明 【復興庁、農林水産省、経済産業省】

- 正確な情報に基づき適切な取引が行われるよう、加工・流通・小売の各段階の事業者等に対して、ALPS処理水の安全性に係る説明や理解醸成活動に関する情報提供を徹底。
- 各団体に対して、視察ツアーの組成や、機関誌への掲載、Ｑ＆Ａの配布等の協力を求める。
- 農産物等流通実態調査等を基に、サプライチェーンにおいて、公正な取引が徹底されるよう、適切な指導・助言を行い、必要に応じてヒアリング等を通じた取引実態の把握等を実施。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対する説明や情報提供 【経済産業省、農林水産省、復興庁】		
令和3年4月以降 • 令和2年度福島県産農産物等流通実態調査結果について関係団体等に対して説明を実施（約20回）。 令和3年10月 • 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対して、資源エネルギー庁による説明会・意見交換を実施（約40回）。 令和3年12月 • 食品流通業者・小売業者・飲食業者等の業界団体を対象に含むメールマガジンを立ち上げ、適時に政府動向やイベント情報等を発信。	令和4年4月以降 • 令和3年度福島県産農産物等流通実態調査結果も踏まえ、令和4年度調査を実施するとともに、結果の公表や説明を継続。 • 業界紙を活用して流通事業者等に対してALPS処理水の安全性等に関する情報発信を実施。 令和4年1月頃 • 食品流通業者・小売業者・飲食業者等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含むＱ＆Ａを提供するとともに、会員企業等に対する周知を依頼。 令和4年1月以降 • 加工・流通・小売の各段階の事業者の皆様に対して、ALPS処理水の安全性、基本方針決定の背景や検討の経緯、行動計画の内容や具体的な支援策等について、繰り返し説明会を開催。	• 過年度における福島県産農産物等流通実態調査結果を踏まえ、引き続き調査を実施するとともに、結果の公表や説明を継続。 • 加工・流通・小売の各段階の事業者の皆様に対して、ALPS処理水の安全性等について説明や情報提供を継続・強化。 • 放出後も、処分の実施状況や風評対策等について、適時に説明を実施。

対策４：安心が共有されるための情報の普及･浸透

②製品の流通過程である加工･流通･小売の各段階への徹底した説明 【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 各団体との協力 【経済産業省】		
令和3年6月以降 • 業界内機関紙等に、ALPS処理水に関する情報を掲載。 - 例：日本経済団体連合会 令和3年12月 • 業界団体を対象に含むメールマガジンを立ち上げ、適時に政府動向やイベント情報等を発信。	令和4年1月頃 • 業界団体に対し、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含むQ＆Aを提供するとともに、会員企業等に対する周知を依頼。	• 各団体との連携を継続・強化するとともに、連携業界を拡大。 • 業界団体に対し、安心の普及・浸透を目指し、説明会やイベント等を通じて情報発信を繰り返し実施。
➢ 公正な取引の徹底 【復興庁、農林水産省、経済産業省】		
令和3年7月以降 • 福島県産農産物等流通実態調査において流通段階ごとの価格形成の追跡調査を実施（約20件）。 - 買い叩きが行われていないか等の実態把握	令和4年1月頃 • 資源エネルギー庁が、適切な取引が行われているかの実態把握のための事業者ヒアリングを開始。 令和4年4月以降 • 福島県産農産物等流通実態調査において流通段階ごとの価格形成の追跡調査を継続。	• 資源エネルギー庁は、令和4年の事業者ヒアリングの結果等も踏まえ、適切な取引の実現に向け、必要なデータの収集や事業者へのヒアリング等の取組を継続的に実施。 • 福島県産農産物等流通実態調査において流通段階ごとの価格形成の追跡調査等を継続。

対策４：安心が共有されるための情報の普及･浸透

③大消費地への重点対応 【復興庁、経済産業省】

- 大消費地において、安全性についての科学的根拠の提示と福島県や近隣県産品等の魅力を発信すべく、重点的な広報活動を実施。まずは、東京、名古屋、大阪において、シンポジウムを開催。
- 大消費地への重点対応と並行して、福島県や近隣県での説明や消費拡大の取組をこれまで以上に強化。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
～令和3年12月 • 資源エネルギー庁が、関東や近畿等の大都市圏において地方自治体や流通・小売企業・関連団体等に対する説明を実施。 令和3年12月 • シンポジウム@東京を開催。 - 視聴者数：のべ738名 - 被災地産品の魅力発信と、風評影響の払拭（ALPS処理水によるものを含む）に向けて具体的にどういう取組ができるか、を主なテーマに議論 - 福島県職員・JAの方にも　御登壇いただき、産品のPRを実施 - シンポジウム終了後は、登壇者・県関係者・来場者による交流会を実施し、県産品の消費拡大に向けたきっかけづくりを実施	令和4年1月 • 全国の食品流通業者・小売業者・飲食業者等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含むQ＆Aを提供するとともに、会員企業等に対する周知を依頼。【再掲】 令和4年1月以降 • 全国の食品流通業者・小売業者・飲食業者等の業界団体について、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する勉強会・説明会を順次実施。 令和4年2月以降 • 被災地産品の魅力発信と、風評影響の払拭（ALPS処理水によるものを含む）をテーマとするシンポジウムを大阪・名古屋でも順次開催。 令和4年3月 • 福島県内自治体等と連携し、大阪において風評払拭及び福島の食・観光の魅力を伝えるための情報発信イベントを開催。	• 全国の食品流通業者・小売業者・飲食業者等の業界団体に対して、安心の普及・浸透を目指し、説明会やイベント等を通じて情報発信を繰り返し実施。【再掲】

対策４：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上 【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

- 多様な媒体を活用し、ターゲットに応じた内容の工夫を行う等、正確で分かりやすい情報発信を積極的に展開。
- インフルエンサー等を通じて、消費者に届く情報発信、消費者が得たい情報にたどり着きやすくするための環境整備、消費者の安心につながる取組を拡充。
- 食品中の放射性物質に関する基準値の内容や、地方自治体等が行った食品中の放射性物質の検査結果について、ホームページ等における速やかな国内外への情報発信を継続。
- 経済産業省・東京電力が開催する地域住民のための視察・座談会の回数・地域の拡大、企業研修における視察機会の提供。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 正確でわかりやすい情報発信 【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】		
～令和3年12月 • SNSやWEBサイトを用いた情報発信。 - 関係省庁のホームページにおいて、継続的な情報発信を実施 （例） 経済産業省：「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」にて、各種コンテンツや解説記事を掲載 復興庁：「Fukushima Updates」にALPS処理水関連情報を追加 ➢ FAQとして処理水に関するQ＆Aを追加 ➢ 外務省と連携してIAEAのコメント等を含む動画を掲載 復興庁ホームページにALPS処理水の解説動画を掲載。プッシュ型広告により約80万回再生	令和4年1月以降 • SNSやWEBサイトを用いた情報発信。 - 経済産業省公式Twitterの投稿頻度を拡大するとともに、関係機関との連携を強化 - 解説動画の広告展開を継続し、全国の消費者や学生、流通・小売等のサプライチェーンの担い手となる方々に見ていただけるよう、配信方法について柔軟に検討 - 関係省庁のホームページに掲載するコンテンツの拡充、入口機能の強化 - 全国の方を対象に、福島第一原発のオンラインツアーと意見交換の機会を提供	• SNSやWEBサイトを用いた情報発信。 - 幅広い地域・世代の方が科学的根拠に基づく情報に触れる機会を創出するよう、SNS等を用いて高い頻度で情報発信を実施 - 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、WEBサイトを充実させるとともに、必要とされる情報を適時にWEBサイトにより発信

対策４：安心が共有されるための情報の普及･浸透

④消費者の理解向上 【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 正確でわかりやすい情報発信 【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）		
• SNSやWEBサイトを用いた情報発信。（続き） - Yahoo!のトップページに定期的にバナーを設置し、ALPS処理水の情報に触れる機会を拡大 - 国連機関（UNSCEAR）が発表した放射線による健康影響に関する情報を有識者が分かりやすく解説する動画を制作し、プッシュ型広告で配信	• SNSやWEBサイトを用いた情報発信。（続き） - 経済産業省公式Twitterの投稿頻度を拡大するとともに、関係機関との連携を強化 - 解説動画の広告展開を継続し、全国の消費者や学生、流通・小売等のサプライチェーンの担い手となる方々に見ていただけるよう、配信方法について柔軟に検討 - 関係省庁のホームページに掲載するコンテンツの拡充、入口機能の強化 - 全国の方を対象に、福島第一原発のオンラインツアーと意見交換の機会を提供	• SNSやWEBサイトを用いた情報発信。（続き） - 幅広い地域・世代の方が科学的根拠に基づく情報に触れる機会を創出するよう、SNS等を用いて高い頻度で情報発信を実施 - 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、WEBサイトを充実させるとともに、必要とされる情報を適時にWEBサイトにより発信

対策４：安心が共有されるための情報の普及･浸透

④消費者の理解向上 【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

➢ 正確でわかりやすい情報発信 【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）

これまでの取組

- パンフレット・リーフレットを用いた情報発信。
  - ALPS処理水について解説したコンテンツを作成し、ホームページ等に公開するほか、説明先や地元イベント等において広く配布
  - 関係省庁が例年作成しているパンフレット等に、トリチウムに関する記載を新たに追記

（例）

環境省	令和2年度版『放射線による環境影響等に関する統一的な基礎資料』
消費者庁	『食品と放射能Q&A』

- 地元イベント等に参加しての情報発信。
  - 地元で開催されるイベント・お祭りに説明ブースを出展し、訪れた一般の方々と双方向のコミュニケーションを実施

今後１年間の取組

- パンフレット・リーフレットを用いた情報発信。
  - 関係省庁が例年作成しているパンフレット等に、ALPS処理水に関する記載を新たに追記

（例）

環境省	令和3年度版『放射線による環境影響等に関する統一的な基礎資料』

  - 関係者の御意見を伺いつつ、必要とされる情報を盛り込んだコンテンツを作成するとともに、配布先を拡大
- 地元メディア・全国メディアと連携した情報発信。
  - 各地方の主要紙等にALPS処理水に関する情報や、情報発信に向けた取組実績を記載した記事を定期的に掲載
  - テレビ、ラジオといった他の媒体との連携についても検討
- 地元イベント等に参加しての情報発信。
  - 地元で開催されるイベント・お祭りへの説明ブース出展を継続

中長期的な取組の方向性

- パンフレット・リーフレットを用いた情報発信。
  - 既存のコンテンツの改訂を行うとともに、それらが幅広い地域・世代の方の手にわたるよう、配布先の拡大や、発信方法の工夫を実施
- 地元メディア・全国メディアと連携した情報発信。
  - 多様な手段で情報発信を行うことで、普段はALPS処理水の情報に接しない層に対しても、プッシュ型の情報発信を実施
- 地元イベント等に参加しての情報発信。
  - 地元をはじめとした住民の方々と直にコミュニケーションをとる機会を捉え、積極的に対話を実施

対策４：安心が共有されるための情報の普及･浸透

④消費者の理解向上 【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 正確でわかりやすい情報発信 【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）		
• その他の情報発信。 - 福島県内の市町村役場職員向けの説明会の開催 - 廃炉国際フォーラムの開催（489名）、共創ワークショップ＆座談会の実施（185名） - 経済産業省作成のパンフレットを、都内の図書館約380館に配布 - 福島県内外の車座、セミナー等の場において、ALPS処理水に関する説明を実施（19回） - 消費者に対し「食品と放射能」についての情報発信を実施 一般向け意見交換会（オンライン配信・参加者1235名）、協力を得られた2大学学生との意見交換会（286名）及び親子向けイベント（1165名）等 - 日本サーフィン連盟と連携し、福島県内で開催された全国大会にブースを設置し、全国のサーファーにコンテンツを配布する等、マリンスポーツに関わる団体と連携した情報発信を実施（令和3年7月以降）	• その他の情報発信。 - 福島県及び近隣県の復興の現状、及び地域の食・観光の魅力等を多様なメディアを通じて発信（令和4年4月から） - 様々な年代、属性の方が訪れる施設（役場、道の駅等）へのコンテンツ配布を実施 - 福島県内外の車座、セミナー等の場において、ALPS処理水に関する説明を継続 - 関係府省庁で連携しつつ、全国各地で消費者に対する意見交換会を開催予定 - セーリング等、他のマリンスポーツ業界へのアプローチを試みる等、連携可能な業界の拡大を目指した取組を実施	• その他の情報発信。 - インフルエンサー・著名人による現地の視察、イベント参加を進め、その発信力を生かして多様な地域・世代に対する積極的な情報発信を実施 - 福島県内外の車座、セミナー等の場において、ALPS処理水に関する説明を継続 - 消費者に対する情報発信については、意見交換におけるアンケート結果等を活用しつつ、在り方を検討 - 引き続き、マリンスポーツに関わる団体との連携を継続し、全国のプレーヤーに対する情報発信を実施

対策４：安心が共有されるための情報の普及･浸透

④消費者の理解向上 【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 食品中の放射性物質に関する基準値や検査結果についての情報発信 【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】		
～令和3年12月 • 食品中の放射性物質のモニタリング検査の実施・検査結果等の公表。 - 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト及び「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表	令和4年6月以降 • 食品中の放射性物質のモニタリング検査の実施・検査結果等の公表。 - 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表	• 継続して検査結果を公表し、食品中の放射性物質に関する状況を消費者を始めとする幅広い方々に透明性高く発信。

対策４：安心が共有されるための情報の普及･浸透

④消費者の理解向上 【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 視察･座談会の回数･地域の拡大、企業研修における視察機会の提供 【経済産業省】		
～令和3年12月 • 福島第一原発の地域住民向け視察・座談会を実施。 - 令和3年9月以前は浜通り13市町村を対象に開催 - 対象を福島県全域に拡大して、令和3年10月、12月に開催 • 東京電力においても、以下の取組を実施。 - 現地視察の積極的な実施 視察者数：延べ約8万9000名（令和3年11月） - 一人でも多くの方に廃炉の状況を御理解いただくため、新たな視察メニューを展開（視察簡便化：令和2年11月～、スマートコース：令和3年10月～、オンライン視察メニュー化：令和3年10月～） - 企業研修の実施（令和3年11月：6件124名） - 廃炉作業に興味のある県内企業向けの廃炉スタディツアーを開催（延べ37社47名（令和2年11月～3年10月））	令和4年以降 • 福島第一原発の視察機会・対象の拡大。 - 食品・飲食関係を始めとした全国の事業者に対する視察機会の提供 - 地域住民向け視察・座談会についても、対象地域・回数の拡大を検討（福島県内自治体と連携） - 消費者団体に対しても視察機会の提供を検討 - 廃炉作業に興味のある県内企業向けの廃炉スタディツアー開催を継続	• 令和4年の取組状況も踏まえ、福島県内自治体と連携した視察の実施や、全国の事業者に対する視察機会の提供拡大等、視察の対象・回数の拡大を計画的に実施。

対策４：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑤販売員等への説明の徹底 【復興庁、経済産業省、観光庁】

- スーパー等の小売店の販売員や旅館従業員・旅行会社スタッフ等、消費者から直接質問を受ける可能性のある方々が、自ら安全性に確信を持って説明いただけるように、セミナーの開催や研修用コンテンツや説明資料の整備、質疑応答集の提供等を実施。
- 流通業・小売業における安全の確認や発信を行う上での支援を実施していくとともに、消費者団体等の消費者からの問合せを受け得る方々への説明も重ねる。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
令和3年6月以降 • 業界内機関紙、メールマガジン等に、ALPS処理水に関する情報を掲載。 - 発出先：日本経済団体連合会、全国旅行業協会、日本旅行業協会ほか ～令和3年12月 • 消費者団体に対する説明会、意見交換会を随時実施。 令和3年12月 • 全国の食品流通業・小売業・飲食業、観光業、レジャー関係等の業界団体を対象としたメールマガジンを立ち上げ、適時に政府動向やイベント情報等を発信。 令和3年11月 • 日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。	令和4年1月頃 • 全国の食品流通業・小売業・飲食業、観光業、レジャー関係等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含むQ＆Aを提供するとともに、会員企業等に対する周知を依頼。 令和4年1月以降 • 全国の食品流通業・小売業・飲食業、観光業、レジャー関係等の業界団体について、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する勉強会・説明会を順次実施。 • 全国の事業者に対する福島第一原発の視察機会の提供。 令和4年1月以降 • 旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアー実施を継続的に検討。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。	• 取組の実施状況を踏まえつつ、関係団体との連携を強化し、ニーズに応じてコンテンツの更新・発信方法の改善を行う等、消費者から直接質問を受ける可能性のある販売員等の方々や、消費者団体等への情報発信を継続・強化。 • 旅行業界と連携を継続し、ツアー生成の事例を積み上げるとともに、ツアーを拡大する等、誘客の促進。

対策４：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化 【復興庁、文部科学省、経済産業省、観光庁】

- 福島県内を始めとする学校への出前授業を今後も継続するとともに、その対象となる学校数や授業数を増やすべく取り組む。
- 全国の小学生、中学生、高校生等、若い世代に対しては、放射線副読本にALPS処理水に関する記載を追加し、文部科学省のホームページで公表するとともに、ALPS処理水について分かりやすく説明したチラシ等と併せて、関係省庁が連携して全国の各学校へ配布・周知する。そのほか、出前授業や教員研修を実施することにより、放射線副読本の活用を促進する。
- 全国の修学旅行等の福島県への誘致促進に取り組む。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 出前授業の継続・拡大 【経済産業省】		
～令和3年12月 • 福島県内外で出前授業を複数回実施。 - 県内：新地高校、安達高校、ふたば未来学園、本宮高校、須賀川桐陽高校ほか - 県外：さいたま市立大宮北高校ほか ～令和3年12月 • 原子力損害賠償・廃炉等支援機構とともに、地元の学生を対象に、廃炉について考えるワークショップ（共創ワークショップ）を開催。	令和4年以降 • 福島県内外での出前授業の拡大。 • 福島第一原発の廃炉やALPS処理水等についての学生向けコンテンツを提供する等、経済産業省ホームページ内の情報を充実。	• 福島県内はもちろん、県外も含めて広く学生に福島第一原発の廃炉やALPS処理水等について知ってもらえるよう、学生向け・教員向けの両面の取組を進めるとともに、継続性のある取組を検討。
➢ 放射線副読本の活用促進 【復興庁、文部科学省、経済産業省】		
～令和3年12月 • 放射線副読本にALPS処理水に関する記載を追加し、全国の小学校、中学校、高等学校等に対して配布。 • 併せて、ALPS処理水について説明する関係省庁のチラシも配布。	令和4年以降 • 学校における1人1台端末等を活用しつつ、出前授業や教員研修を通して、放射線副読本の活用を促進。	• 学校における1人1台端末等を活用しつつ、出前授業や教員研修を通した放射線副読本の活用促進を継続。 • 1人1台端末等を活用した放射線副読本の活用事例の全国展開に向けた取組を実施。

対策４：安心が共有されるための情報の普及･浸透

⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化 【復興庁、文部科学省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 修学旅行等の福島県への誘致促進 【文部科学省、経済産業省、観光庁】		
～令和3年12月 • 現地の正確な情報に基づき福島県への修学旅行等が実施できるよう、教育関係者が集まる会議等において説明や情報提供を実施。 令和3年11月 • 福島県を支援し教育旅行関係者のオンラインモニターツアーを実施（計2回実施45名参加）。 • 日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。【再掲】	令和4年以降 • 誘致成功事例を踏まえながら、説明や情報提供、誘致促進に向けた支援等を実施。 • 旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアー実施を継続的に検討。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。【再掲】	• 修学旅行等の誘致を促進していくために、説明や情報提供を行う機会を拡大。 • 旅行業界と連携を継続し、ツアー生成の事例を積み上げるとともに、ツアーを拡大する等、誘客の促進。【再掲】

対策４：安心が共有されるための情報の普及･浸透

⑦自治体による地域の取組や魅力の情報発信 【復興庁】

➢ 風評やその影響を抑止するため、福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う地域の魅力、安全性等の情報発信を支援する。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
～令和3年12月 • 福島再生加速化交付金のメニューとして地域情報発信交付金を創設し、福島県の各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた情報発信を支援（これまでに1県20市町村39事業について交付を決定）。	令和4年1月以降 • 地域情報発信交付金を活用して、福島県の各自治体による情報発信を支援。 （令和4年4月：第3回事業（令和4年度第1回目事業募集）について交付を予定）	• 各自治体が実施した事業の効果等を把握した上で事業の改善を検討。

対策４：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑧誤解を生じさせないための情報発信の徹底 【復興庁、経済産業省】

- 事実と異なる主張・情報発信に対しては、経済産業省のホームページにおいて科学的根拠に基づく情報を発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。
- ポータルサイト「Fukushima Updates」（多言語対応）を入口とする情報網を構築すること等を通じて、国内外に向けて正確で分かりやすい情報を提供。
- 「汚染水」と「ALPS処理水」の定義の明確化等、誤解が生じやすい表現について見直しを行う。
- 新聞・テレビ、ネットメディアや業界専門誌等、広く関心のあるメディアに対しても説明を行う等、開かれた対応を徹底。

これまでの取組

令和3年4月
- 「ALPS処理水」の定義の明確化、使い分けの徹底。

～令和3年12月
- 関係省庁のホームページにおいて、継続的な情報発信を実施。

（例）

経済産業省	「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」にて、各種コンテンツや解説記事を掲載
復興庁	「Fukushima Updates」にALPS処理水関連情報を追加 ➢ FAQとして処理水に関するQ＆Aを追加 ➢ 外務省と連携してIAEAのコメント等を含む動画を掲載 復興庁ホームページにALPS処理水の解説動画を掲載。プッシュ型広告により約80万回再生

- メディア向け説明会の実施。
  - 大手、地元メディアのほか、ホビー誌やネットメディア等の様々な媒体を対象にした説明会を実施

今後１年間の取組

令和4年1月以降
- 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」において、事実と異なる主張に対しては、科学的根拠に基づく正確で分かりやすい情報を発信することにより対応。
  - 経済産業省において、ALPS処理水や廃炉の現状についての事実を伝えるための短編動画を作成予定（令和4年3月頃）
- メディア向け説明会を引き続き実施し、多様なメディアに対する情報発信を継続（次回は第一四半期中の開催を予定）。
- ポータルサイト「Fukushima Updates」の機能強化（継続）。
  - 入口機能を強化
  - 動画等コンテンツを充実

中長期的な取組の方向性

- SNSやWEBサイトを用いた情報発信。【再掲】
  - 幅広い地域・世代の方が科学的根拠に基づく情報に触れる機会を創出するよう、SNS等を用いて高い頻度で情報発信を実施
  - 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、WEBサイトを充実させるとともに、必要とされる情報を適時にWEBサイトにより発信
- 地元メディア・全国メディアと連携した情報発信を実施。【再掲】
  - 多様な手段で情報発信を行うことで、普段はALPS処理水の情報に接しない層に対しても、プッシュ型の情報発信を実施

※対策４⑨徹底した情報公開と高頻度の情報提供は、対策３の再掲。

対策５：国際社会への戦略的な発信

①処理水の性状や安全性等の認識状況の把握 【復興庁、外務省、経済産業省】

➢ ALPS処理水の性状や安全性等の認識状況（トリチウムの知識、放射性物質の人体への影響の知識等）について、国内の消費者や海外を対象としたインターネット調査等を活用し、その状況を継続的に把握する。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
令和3年8月 • 復興庁において国内外における風評に関する調査・分析を開始。 - 国内外における報道内容等の把握（実施中） - 認識状況調査（インターネット調査）（実施中） 令和3年11月 • 資源エネルギー庁において「ALPS処理水による風評影響調査関連事業」を開始。 - 風評に関する情報収集・分析、ヒアリング調査の実施 - サンプル調査を実施、翌年度の詳細な調査計画の策定	令和4年1月以降 • 国内外における風評に関する調査・分析を実施（令和4年3月まで）。 令和4年春頃 • 「ALPS処理水による風評影響調査関連事業」の公募開始、委託事業者の決定。 令和4年春以降 • 資源エネルギー庁において、前年度調査関連事業で策定した計画に基づいて「ALPS処理水による風評影響調査事業」を実施し、処理水の放出前から風評影響の状況を継続的に把握。	• 分析を踏まえ、必要な情報を伝えたい対象に対して、効果的に発信すべく、今後情報発信の取組にフィードバック。 • ALPS処理水の処分に伴う新たな風評影響の発生の徴候が見られないか継続的に監視。

対策５：国際社会への戦略的な発信

②風評の構造（メカニズム）の把握 【復興庁、外務省、経済産業省】

- ➢ インターネット調査の結果等も用い、どのように情報を得たのか、どのようなアプローチが効果的か等、情報通信環境の変化も踏まえて、風評の構造（メカニズム）等を分析。
- ➢ 有識者の参加を得て、風評のメカニズムや今回取りまとめる対策等も含め、専門的見地から御意見を頂く機会を設ける。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 風評の構造（メカニズム）等の分析 【復興庁】		
令和3年8月 • 復興庁において国内外における風評に関する調査・分析を開始。【再掲】 - 国内外における報道内容等の把握（実施中） - 認識状況調査（インターネット調査）（実施中）	令和4年1月以降 • 国内外における風評に関する調査・分析を実施。（令和4年3月まで）【再掲】	• 分析を踏まえ、必要な情報を伝えたい対象に対して、効果的に発信すべく、今後情報発信の取組にフィードバック。【再掲】 • ALPS処理水の処分に伴う新たな風評影響の発生の徴候が見られないか継続的に監視。【再掲】
➢ 有識者の参加 【経済産業省】		
令和3年8月以降 • 放射線や風評対策の専門家との意見交換等を通じ、専門的見地から御意見を頂く機会を確保する取組を継続的に実施中。	令和4年1月以降 • 必要に応じ、政府の会議等の場に専門家に出席いただく機会を確保。	• 実施している対策の内容やその進捗状況について、有識者等と意見交換を随時実施することで、対策について客観的な御意見を頂く機会を確保。

※対策５③国際機関との緊密な連携は、対策３の再掲。

対策５：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

- 外務省（在外公館等含む。）及び経済産業省から国際機関・各国政府等・海外の報道機関への説明を強化・継続。
- 在京大使館等への体系的な説明も強化・継続するとともに、福島第一原子力発電所への視察機会を積極的に提供。
- 各国・地域の状況に応じて、誰に対して、どのような媒体を使い、どのような内容を発信するのか等を戦略的に検討し、それに基づいた対応を実施。当該地域の市場や経済実態に合わせ、関連ビジネスが円滑に展開できるよう市場関係者に対する情報発信も進める。
- 日本産食品を取り扱う事業者等に対しても、分かりやすい説明資料を作成、多言語化して広く提供。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 在外公館等からの説明の強化・継続 【外務省、経済産業省】		
～令和3年12月 • 各国政府等に対して、基本方針に関する説明を実施。 • IAEA総会等国際会議において、我が方の立場を国際社会に対して説明・発信。	令和4年1月以降 • 各国政府等に対し、取組の進捗がある度に即時説明を行う等、高い透明性を持って丁寧に説明を行っていくとともに、適切なフォーラムにおける対外発信を実施。 • 他国・地域からの誤った理解に基づく発信にはしかるべく反論。 令和4年9月 • IAEA総会において我が方の立場を国際社会に対して説明・発信。	• 各国政府等に対し、取組の進捗がある度に即時説明を行う等、高い透明性を持って丁寧に説明を行っていくとともに、適切なフォーラムにおける対外発信を実施。 • 他国・地域からの誤った理解に基づく発信にはしかるべく反論。

対策５：国際社会への戦略的な発信

④各国･地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 各国本国及び在京大使館等への説明の強化･継続 【外務省、経済産業省】		
～令和3年12月 • 在京大使館等に対する説明会を実施（5回）。 - 4月：基本方針公表（49か国・地域） - 8月：東京電力による検討状況（69か国・地域） - 9月：IAEAの幹部来日（45か国・地域） - 11月：東京電力による環境への放射線影響評価（38か国・地域） - 12月：東京電力による実施計画変更認可申請（38か国・地域） • 太平洋島しょ国本国向け説明会を実施。 令和3年12月 • 韓国本国向け説明会を実施。	令和4年1月以降 • 在京大使館等に対する説明会を随時実施。	• 各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について即時説明を行う等、高い透明性を持って説明を実施。

対策５：国際社会への戦略的な発信

④各国･地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 情報発信の在り方についての戦略的検討、市場関係者等に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】		
令和3年6月以降 • 日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトに、経済産業省のALPS処理水ポータルサイトへのリンクを掲載し、日本に関心のある外国人旅行者に向けた正確な情報発信を実施。 令和3年7月 • ALPS処理水に関する政策広報動画（英語）の作成・YouTube等への掲載。順次、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）版の作成・掲載。 令和3年4月～ • 経済産業省ホームページにて7言語（※）のリーフレットや英語のQ&A等を掲載。 （※）英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、仏語、スペイン語、ロシア語	令和4年1月以降 • 日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトにて、日本に関心のある外国人旅行者に向けた正確な情報発信を継続的に実施。 • 関係府省政務による各国・地域要人への働きかけを依頼。 - 統一的な資料を作成し、復興の現状等について、関係府省に政務から各国・地域要人へのPR実施を依頼 令和4年3月頃 • 経済産業省において、作成したコンテンツを多言語化し発信。 - パンフレット 例年作成している「廃炉の大切な話」をアップデート。英語に翻訳しホームページ等で発信 - 短編動画 ALPS処理水の安全性や廃炉の現状を伝える動画を作成。英語、中国語、韓国語での吹き替えを実施し、ホームページ等で発信	• 各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について即時説明を行う等、高い透明性を持って説明を実施。 • 各事業者等の受け止めを踏まえつつ、現地事業者に向けて、理解醸成に資するQ&A等の情報提供を行う等、現地の動向を常に把握し、それに応じた情報発信を戦略的に実施。

対策５：国際社会への戦略的な発信

⑤国際会議・イベントの活用 【外務省、農林水産省、経済産業省】

- 関係国首脳が集まる会合において、政府ハイレベルから丁寧な説明を実施。
- IAEAの事故後10年関連行事の場で海外機関との共催によるオンラインセミナー等を開催。
- JETRO等が出展する海外見本市においても、日本産品の魅力等について、政府又は自治体によるトップセールスを含めてPRを行う。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 国際会議等の活用、事故後10年関連行事等 【外務省、経済産業省】		
令和3年7月 • 第９回太平洋・島サミット（PALM9）において、菅総理（当時）から出席国・地域の首脳等に対して丁寧な説明を実施。 令和3年9月 • IAEA総会において事故後10年をテーマとしたサイドイベントを開催。 令和3年11月 • IAEA主催の東電福島第一原発事故10年に当たっての国際会議のALPS処理水の安全性に関する特別セッションにおいて、萩生田経済産業大臣が基本方針を説明（ビデオメッセージ）。【再掲】	令和4年9月 • IAEA総会において廃炉進捗をテーマとしたサイドイベントを開催。	• 事故後10年関連行事の実施以降も、国際会議の場の活用や、海外機関と連携したイベントの開催等を通じて、各国・地域への政府ハイレベルでの情報発信を実施。
➢ 海外見本市におけるPR 【外務省、農林水産省、経済産業省】		
～令和3年12月 • JETROは、7回の食品関連海外見本市を通じて日本企業233社の出展を支援。	令和4年1月以降 • JETROは、欧米やアジア等の世界で開催される農林水産物・食品関連の主要な海外見本市に出展する日本企業を支援。	• JETRO等が行う海外見本市において、日本産品の魅力等について、政府又は地方自治体がトップセールスを含めたPRを継続。

対策５：国際社会への戦略的な発信

⑥海外の報道機関･インフルエンサー等への情報提供 【復興庁、外務省、経済産業省】

- 海外の報道機関に対しては、記者会見の機会の提供、東京2020オリンピック･パラリンピック競技大会の特設ブースにおける講演、福島第一原子力発電所への視察招へいの企画等を通じて、科学的根拠に基づく情報を丁寧に発信。
- 海外の科学者･有識者に対しても、事実関係･科学的根拠に基づく情報を継続的に提供。
- 復興庁において、海外のインフルエンサーの招へい等を行い、それぞれの国･地域の関心に応じた情報提供を行う。
- 事実と異なる主張･情報発信に対しては、科学的根拠に基づく情報を経済産業省のホームページにおいて発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 海外の報道機関に対する情報発信 【復興庁、外務省、経済産業省】		
～令和3年12月 • 在京の海外報道機関に対する説明会を実施（4回）。 （4月：14か国・地域/27社、 8月：6か国・地域/9社、 11月：6か国・地域/12社 12月：2か国・地域/2社） 令和3年7月 • オリンピック・パラリンピックのために来日したメディアに向けてALPS処理水の現状について説明を実施。 令和3年11月 • 「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。	令和4年内 • 必要に応じ海外の報道機関に向けた説明会やツアー等を開催。	• 海外の報道機関に対しては、国内の報道機関への対応との時間差なく、適時情報の提供を行うとともに、海外でも関心のある内容については説明会を実施する等、情報発信を継続。
➢ 海外の科学者･有識者に対する情報提供 【復興庁、外務省、経済産業省】		
令和3年6月 • 内閣府国際広報誌「キズナ」において福島の魚プロモーションに係る記事を掲載。	令和4年1月以降 • 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、インフルエンサー招致等の今後の取組方針の検討、情報提供の強化。	• それぞれの国・地域において情報が広く伝わるよう、発信力のある海外の科学者・有識者に加え、インフルエンサーへの情報提供を強化。

対策５：国際社会への戦略的な発信

⑥海外の報道機関･インフルエンサー等への情報提供 【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ それぞれの国･地域の関心に応じた情報提供 【復興庁、経済産業省】		
～令和3年12月 • ポータルサイト「Fukushima Updates」へのALPS処理水関連情報の追加。 - FAQにALPS処理水に関するQ&Aを追加 - 外務省と連携し同省作成動画を掲載 • 海外への戦略的な情報発信に向けて検討。	令和4年1月以降 • ポータルサイト「Fukushima Updates」の機能強化（継続）。【再掲】 - 入口機能を強化 - 動画等コンテンツを充実。 • 検討結果を基に、各国・地域の実情に応じた効果的な情報発信の実施。 - 欧米紙による記事広告 - YouTube動画の配信 - 在日インフルエンサーによる発信 - 実施後に、効果測定・分析を実施し、策定した戦略案にフィードバック • 関係府省政務による各国・地域要人への働きかけを依頼。 - 統一的な資料を作成し、復興の現状等について、関係府省に政務から各国・地域要人へのPR実施を依頼	• それぞれの国・地域の関心を在外公館等と連携して把握するとともに、ポータルサイト「Fukushima Updates」をハブとしながら、それに応じた情報発信を検討・実施。

対策５：国際社会への戦略的な発信

⑥海外の報道機関･インフルエンサー等への情報提供 【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 誤解が生じないための対策 【経済産業省】		
～令和3年12月 • 汚染水とALPS処理水の違いについて国際会議の場等を通して継続的に情報発信。 令和3年7月 • ALPS処理水に関する政策広報動画（英語）の作成・YouTube等への掲載。順次、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）版の作成・掲載。【再掲】 令和3年4月～ • 経済産業省ホームページにて7言語（※）のリーフレットや英語のQ&A等を掲載。【再掲】 （※）英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、仏語、スペイン語、ロシア語	令和4年1月以降 • 汚染水とALPS処理水の違いについて国際会議の場等を通して継続的に情報発信。 令和4年3月頃 • 経済産業省において、作成したコンテンツを多言語化し発信。【再掲】 - パンフレット 例年作成している「廃炉の大切な話」をアップデート。英語に翻訳しホームページ等で発信 - 短編動画 ALPS処理水の安全性や廃炉の現状を伝える動画を作成。英語・中国語・韓国語での吹き替えを実施し、ホームページ等で発信	• 国際会議の場等を通した情報発信を継続するとともに、ホームページでも必要な情報を随時更新し、事実と異なる主張・情報発信に対応。

対策５：国際社会への戦略的な発信

⑦輸入規制の緩和･撤廃 【外務省、農林水産省、経済産業省】

- 東電福島第一原発事故後に導入された各国の農林水産物・食品に対する輸入規制の緩和・撤廃に向けて、相手国政府への丁寧な説明を実施していくとともに、ALPS処理水の海洋放出に係る基本方針の公表に伴い、新たな輸入規制措置が執られないよう取り組む。
- 政府一体となって、対応を加速化。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
令和3年5月 • シンガポールによる輸入規制撤廃。 令和3年9月 • 米国による輸入規制撤廃。 令和3年10月 • EUによる輸入規制緩和。 - 放射性物質検査証明の対象品目を限定。栽培きのこ類等の輸出に必要とされた放射性物質検査証明書や産地証明書の発行を不要化 - 過去の貿易実績に照らすと、証明書の発行枚数は大幅に削減される見込み 令和3年12月 • 英国が輸入規制撤廃に向けた国内手続に着手。	令和4年内 • 二国間であらゆる機会を捉えて規制撤廃に向けて働きかけを実施。 • WTO・SPS委員会の定期会合にて原発事故後の日本産食品に関する情報の共有を行い、輸入規制を維持している国に撤廃を呼びかけ。	• 規制を維持する国・地域に対して、会談や国際会議等様々な外交機会を活用してより一層撤廃に向けた働きかけを実施。

※対策６①処理水の性状や安全性等の認識状況の把握は、対策５①の再掲。

対策６：安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

②風評影響の把握 【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省】

- 福島県や近隣県の産業において、懸念を払拭するための対策を講じるべく、事業者ヒアリング等を実施し、風評影響を把握。
- 各サプライチェーンにおける事業者の認識の齟齬を改善していくべく、消費者意識の実態調査や福島県産農産物等の生産から流通・販売に至るまでの実態の調査・分析を引き続き継続。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 事業者ヒアリング等を通した風評影響の把握 【復興庁、農林水産省、経済産業省】		
令和3年7月以降 • 福島県産農産物等流通実態調査による事業者ヒアリング等の実施（約30件）。 - 買い叩きが行われていないか等の実態把握	令和4年1月 • 資源エネルギー庁による事業者ヒアリングの実施・継続。 - 適切な取引が実施されているか等の実態把握 • 福島県産農産物等流通実態調査による事業者ヒアリング等の継続。	• 令和4年の事業者ヒアリング結果等も踏まえ、必要なデータの収集や事業者へのヒアリング等、風評影響の把握に向けた取組を継続的に実施。
➢ サプライチェーンにおける実態調査・分析 【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省】		
令和3年1月 • 「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第14回）」実施（2月結果公表）。 令和3年7月以降 • 福島県産農産物等流通実態調査により生産から流通・販売に至るまでの実態を調査・分析。	令和4年2月 • 「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第15回）」実施 （3月結果公表予定）。 令和4年4月以降 • 福島県産農産物等流通実態調査により生産から流通・販売に至るまでの実態を調査・分析の継続。	• 消費者の認識を適切に捉え、正確で分かりやすい情報提供に活用することを検討。 • サプライチェーン各段階における認識を、生産・流通・販売の各事業者の側面から捉え、そのギャップを埋めるための対応を実施。

※対策６③風評の構造（メカニズム）の把握は、対策５②の再掲。

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続･拡大のための支援＜生産対策＞ 【農林水産省】

(ア)「がんばる漁業復興支援事業」の拡充 (イ) 被災地における種苗放流の支援強化 (ウ) 漁業用機器設備の導入支援の拡充	(エ) 水産業共同利用施設等の整備に対する支援の拡充 (オ) 次世代の担い手となる新規就業者の確保･育成の強化

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア)「がんばる漁業復興支援事業」の拡充 【農林水産省】		
令和3年4月 • 事業計画認定期間を令和7年度まで延長。 令和3年4月以降 • 福島県の相馬地区で策定した計画に基づく生産量の回復を図る取組への支援を実施。	令和4年4月以降 • 長期的な不漁への対策として、単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等を図るため、対象地域を福島県に加え、青森県から千葉県まで拡大するほか、漁業者に使いやすい制度となるよう、手続の簡素化等運用改善を実施。 • 当該事業を通じて、各地域における漁獲量の回復を支援。	• 漁獲量の回復や単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等を推進。 • 事業が円滑に実施されるよう、現場との意見交換等を継続。
(イ) 被災地における種苗放流の支援強化 【農林水産省】		
令和3年4月以降 • 種苗生産体制が整うまでの間、岩手県、宮城県及び福島県において、サケやアワビ等の放流種苗確保の取組への支援を実施。	令和4年4月以降 • 種苗の生産・放流の対象地域に茨城県を追加し、岩手県から茨城県までにおいて、放流種苗確保の取組を支援。	• 岩手県から茨城県までにおいて、漁獲物を安定的に生産・供給するための、放流種苗確保の体制構築を推進。

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続･拡大のための支援＜生産対策＞ 【農林水産省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ウ) 漁業用機器設備の導入支援の拡充 【農林水産省】		
令和3年4月以降 • 福島県における被災した漁業者グループに対する漁業用機器設備の導入支援について、省エネ機器設備に対する補助を実施。	令和4年4月以降 • 省エネ機器設備に加え、海水冷却装置等の生産性向上等に資する機器まで補助対象を拡大。	• 福島県における高収益・環境対応型漁業を推進。
(エ) 水産業共同利用施設等の整備に対する支援の拡充 【農林水産省】		
令和3年4月以降 • 福島県における荷さばき施設等の共同利用施設の整備を実施。	令和4年4月以降 • 整備の実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施。	• 福島県における共同利用施設の整備を推進。
(オ) 次世代の担い手となる新規就業者の確保･育成の強化 【農林水産省】		
	令和4年4月以降 • 乗組員確保のため水産高校生を対象とした漁業ガイダンスに取り組むほか、福島県において、新たに漁家子弟等を含め長期研修支援やリース方式による就業に必要な漁船・漁具の導入支援等を進めることにより、若者を中心に新規就業者の確保・育成に取り組む。	• 福島県における漁家子弟を含む新規就業者の確保・育成を推進。

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続･拡大のための支援＜加工･流通対策＞　【農林水産省、経済産業省】

(ア) 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援
(イ) 販路拡大･経営力強化支援と安全実証への支援
(ウ) 福島県内の水産消費地市場の支援
(エ) 公益社団法人福島相双復興推進機構による取組

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア) 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援 【農林水産省】		
～令和3年12月 • 地元の水産加工業者が行う機器整備等を支援。 - R3個別指導実績29社・40件(11月末) - R3商談会等6回(11月末) - R3機器整備等支援31件採択	令和4年4月以降 • 福島県や近隣県の水産加工業者のための販路回復等に向けた個別指導、商談会・セミナー開催経費等を支援するとともに、海外バイヤー向け産地訪問や、被災県産水産物・水産加工品の安全性や魅力を発信する取組を支援。	• 福島県や近隣県の水産加工業者のための販路回復等の取組を推進。
(イ) 販路拡大･経営力強化支援と安全実証への支援 【農林水産省】		
～令和3年12月 • 福島県産水産物の高付加価値化等を支援。 - R3福島鮮魚便常設棚14店舗 - R3共同出荷支援1件採択 - R3水産エコラベル認証取得支援4件(生産2件、CoC2件)取得	令和4年4月以降 • 福島県において、産地流通加工業者がグループを形成し、主要消費地市場に向けて共同出荷を行う取組を支援するとともに、消費者が福島県水産物を購入する際に、安全性や産地の情報等を確認できる取組を新たに支援。	• 福島県産水産物の競争力強化等に向けた取組を推進。

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続･拡大のための支援＜加工･流通対策＞ 【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ウ) 福島県内の水産消費地市場の支援 【農林水産省】		
	令和4年4月以降 • 福島県内の水産消費地市場において、福島県産水産物の取扱拡大のための取組を行う市場の水産卸・仲卸業者に対して支援を実施。	• 福島県産水産物の取扱拡大の取組を通じて風評の影響を受けにくい流通構造への転換を促進。
(エ) 公益社団法人福島相双復興推進機構による取組 【経済産業省】		
令和3年5月 • （公社）福島相双復興推進機構に水産販路等支援プロジェクトチームを発足。 ～令和3年12月 • 福島浜通り地域等15市町村の水産仲買・加工業者79者を訪問。44者に販路開拓、人材確保等の支援を開始。 <主な実績> - 5事業者が、東北・関東・関西の小売事業者6者又はその一部事業者と新規取引成約を実現 - 2事業者が1名ずつの人材確保を実現	令和4年1月以降 • 個別訪問先を拡大しつつ、販路開拓、人材確保等の支援を継続的に実施。 水産物のサプライチェーンを有機的につなぐことが重要であるという御指摘を基に、現場のニーズや課題を丁寧に聞き取りながら、必要な支援策を検討・実施。	• 現場のニーズや課題を把握するとともに、支援策の実施状況を確認すべく、個別訪問を継続。 • 販路開拓、人材確保等の支援に継続的に取り組むとともに、必要な支援策を検討・実施。

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続･拡大のための支援＜消費対策＞　【農林水産省】

(ア) 外食店等での販売促進支援
(イ) 量販店･専門鮮魚店等での販売促進支援

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア) 外食店等での販売促進支援　【農林水産省】		
	令和4年4月以降 • 外食店を活用した「三陸・常磐フェア」の開催を支援。 • 福島県や近隣県の水産加工品を、百貨店オンラインショップや高級食品EC サイト等を通じて販売する取組を新たに支援。	• 風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、外食店等での販売促進の取組を推進。
(イ) 量販店･専門鮮魚店等での販売促進支援　【農林水産省】		
	令和4年4月以降 • 福島県や近隣県産の鮮魚等を量販店・専門鮮魚店等を通じて販売促進を行う取組を支援。	• 風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、量販店・専門鮮魚店等での販売促進の取組を推進。

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

②被災地における農林業･商工業への対応 【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

(ア) 農林水産物の検査の実施と検査結果の公表及びその安全性についての情報発信
(イ) 福島県産農産物の第三者認証の取得支援
(ウ) 牧草･稲わら等の処理推進等への支援
(エ) 福島県農林産物の国内販路開拓に向けた取組
(オ) 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業
(カ) 被災地産品の積極的利用の促進
(キ) 木材製品の放射性物質の調査･分析等への支援

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア) 検査の実施と検査結果の公表及びその安全性についての情報発信 【厚生労働省、農林水産省】		
令和3年4月以降 • 関係省庁と連携しつつ、国のガイドライン等に基づくモニタリング検査の実施により、農林水産物の安全性を確保。 - 併せて福島県内の産地における自主検査の実施を支援 - 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト及び「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表【再掲】	令和4年1月以降 • 関係省庁と連携しつつ、国のガイドライン等に基づくモニタリング検査の実施により、農林水産物の安全性を確保。 - 併せて福島県内の産地における自主検査の実施を支援 - 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト及び「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表【再掲】	• これまでの検査結果を踏まえつつ、引き続き国のガイドライン等に基づくモニタリング検査や福島県内の産地の自主検査の実施を支援するとともに、検査結果の公表により農林水産物の安全性に係る情報を発信。
(イ)福島県産農産物の第三者認証の取得支援 【農林水産省】		
令和3年4月以降 • 福島県において、第三者認証GAP等取得支援を実施（10月までに190件）。 • 福島県において、有機JAS認証取得支援を実施（10月までに23件）。	令和4年4月以降 • 福島県において、第三者認証ＧＡＰ、有機JAS認証取得等の取組を支援予定。	• 福島県において、安全で高品質な県産農産物の生産による風評払拭に向けて、産地における第三者認証GAP、有機JAS認証等の取得が拡大していくよう、支援を実施。

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

②被災地における農林業･商工業への対応 【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ウ) 牧草･稲わら等の処理推進等への支援 【環境省、農林水産省 】		
令和3年4月以降 • 放射性物質に汚染された農林業系廃棄物を保管する市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を実施。 • 岩手県、宮城県、栃木県における汚染牧草等の処理を推進するための検討会等の開催、放射性セシウム濃度の再測定、適正保管の維持の取組を支援する農畜産物放射性物質影響緩和対策事業を実施。 • 福島県において、発生したバークの産廃処理等を推進するための産廃処理費の立替え支援を実施。	令和4年1月以降 • 放射性物質に汚染された農林業系廃棄物を保管する市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を継続して実施。 令和4年2月頃 • 岩手県、宮城県、栃木県における農畜産物放射性物質影響緩和対策事業の要望調査を実施予定。 令和4年4月以降 • 岩手県、宮城県、栃木県において農畜産物放射性物質影響緩和対策事業を要望のあった市町村等にて実施。 令和4年4月以降 • 福島県において、発生したバークの産廃処理等を推進するための産廃処理費の立替え支援を実施。	• 放射性物質に汚染された農林業系廃棄物を保管する市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を処理状況等を踏まえつつ継続して実施。 • 岩手県、宮城県、栃木県における汚染牧草等の処理を推進するための検討会等の開催、放射性セシウム濃度の再測定、適正保管の維持の取組を支援する農畜産物放射性物質影響緩和対策事業を各県における処理状況を踏まえつつ引き続き実施。 • 福島県において、発生したバークの産廃処理等を推進するための産廃処理費の立替え支援について、事業者等からの要望等を踏まえて実施。
(エ) 国内販路開拓に向けた取組 【農林水産省、経済産業省】		
令和3年4月以降 • 福島県が実施するマッチング商談会やオンライン販売等の販売促進活動を支援（商談件数197件）。	令和4年4月以降 • 福島県が実施するマッチング商談会やオンライン販売等の販売促進活動の支援を継続。	• 福島県が実施する販売促進活動の支援を継続。

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

②被災地における農林業･商工業への対応 【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
(オ) 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業 【経済産業省】		
～令和3年12月 • （公社）福島相双復興推進機構と連携し、福島県浜通り地域等の事業者に対して販路開拓を支援。 <主な実績> - 小売・流通事業者とのマッチング等により43事業者が新たな取引先として成約 - 32事業者にECサイトの立上げ・活用等を支援 - 全国15箇所にて福島県産品の販売会を実施、94事業者が参加、売上総額約1500万円 - ECサイトでのお歳暮企画を実施 令和3年12月 • 首都圏を中心としたデリバリー店舗・飲食店での福島県産品を活用したメニューの開発・提供等の支援を開始。	令和4年4月以降 • 継続的に販路開拓の支援を実施。アンケート結果等を踏まえて、現場のニーズ・課題をしっかりと把握しながら、事業の改善を行うとともに、取組成果等に関する情報発信の強化を実施。	• 継続的に販路開拓の支援に取り組むとともに、現場のニーズ・課題を踏まえて必要な支援策を検討・実施。

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

②被災地における農林業･商工業への対応 【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
(カ) 被災地産品の積極的利用の促進 【農林水産省、経済産業省】		
～令和3年12月 • 農林水産省ホームページにおいて被災地産品利用の取組の紹介を継続。 - 平成23年4月から実施 • 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP) の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む産地やGFP登録者の輸出を支援。 • JAPANブランド育成支援等事業において、全148件のうち北海道から千葉県までの事業者19者を採択。 令和3年10月 • 経済産業省食堂等において福島県産品の恒常的な利用を開始。	令和4年1月以降 • 関係省庁と協議・連携し、都道府県や食品関係団体等に対して、被災地産品の利用・販売促進に関する通知を発出。 • 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP) の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む産地やGFP登録者の輸出を支援。 令和4年4月以降 • JAPANブランド育成支援等事業等を通じて、事業者の海外展開に向けた取組を支援。 令和4年上半期 • 経済産業省等の食堂において、水産品の恒常的な利用等、地元産品の取扱いを拡大。 - 地元産品の魅力発信コンテンツとしても用いる予定 令和4年内 • 関係省庁で連携した復興支援フェアを開催し、地元産品の魅力や観光情報等を発信。	• 農林水産省ホームページにおいて被災地産品利用の取組の紹介を継続。 • JETROや中小機構等のサポートも得ながら、事業者の海外展開に向けた取組を継続的に支援。 • 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む産地やGFP登録者の輸出を支援。

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

②被災地における農林業･商工業への対応 【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
(キ) 木材製品の放射性物質の調査･分析等への支援 【農林水産省】		
令和3年4月以降 • 福島県において、「安全な木材製品等流通影響調査・検証事業」により、以下の取組を実施。 - 相双地域の工場に自動測定（検知）装置を設置 - 風評被害防止対策のための展示会への製材品の出展 等	令和4年4月以降 • 福島県において、「安全な木材製品等流通影響調査・検証事業」により、以下の取組を実施。 - 自動測定（検知）装置及び非破壊検査装置を相双地域の工場へ設置 - 丸太や製材品の放射線量調査や分析等による木材の安全性の評価 - 風評被害対策防止のための展示会への製材品の出展や公共施設内装材等への活用等によるPR活動 等	• これまで蓄積してきたデータの分析やその評価、放射性物質の専門家からの助言、事業者等からの要望等を踏まえ、福島県産材の安全証明体制の構築に必要な取組を実施。

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進･交流人口拡大支援 【復興庁、経済産業省、観光庁】

(ア) ホープツーリズムの促進支援
(イ) 海洋レジャーへの総合支援
(ウ) 地域の観光資源の磨き上げや魅力の発信
(エ) 交流人口の拡大支援

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア) ホープツーリズムの促進支援 【経済産業省、観光庁】		
令和3年4月以降 • 福島県が運営するホープツーリズムのワンストップ窓口運営を支援し、旅行会社、学校、団体等への情報提供や旅行会社による商品造成のサポートを実施。 令和3年11月 • 福島県を支援し教育旅行関係者のオンラインモニターツアーを実施（計2回実施45名参加）。【再掲】 • 日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。【再掲】	令和4年1月以降 • ホープツーリズム促進に向けた取組を継続的に支援。 • 旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアー実施を継続的に検討。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。【再掲】 令和4年4月以降 ・個人旅行者向けにホープツーリズムを体験できる旅行商品の造成を支援。	• ホープツーリズム促進に向けた取組を継続的に支援。 • 旅行業界と連携を継続し、ツアー生成の事例を積み上げるとともに、ツアーを拡大する等、誘客の促進。【再掲】
(イ) 海洋レジャーへの総合支援 【観光庁】		
	令和4年4月以降 • 海の魅力を体験できるコンテンツの開発、プロモーションの強化等、岩手県から茨城県におけるブルーツーリズムのための取組を総合的に支援。	• ブルーツーリズムのための取組を継続的に支援。

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進･交流人口拡大支援 【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ウ) 地域の観光資源の磨き上げや魅力の発信 【復興庁、経済産業省、観光庁】		
令和3年5月以降 • 東北への観光客の誘致に向けて、観光協会等の地域の観光関係者による東北ならではの観光資源の磨き上げや、その魅力を発信するため、「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業」において支援。 令和3年5月 • 福島12市町村を中心とした福島県の風評被害の払拭や交流人口の増加に向け、民間団体等が実施する地域の伝統・魅力等の発信や、交流人口増加のための取組を「地域の伝統魅力等発信基盤整備事業」にて支援。19民間団体等の広報支援を実施。 ～令和3年12月 • 福島再生加速化交付金に地域情報発信交付金を創設し、福島の各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた情報発信を支援。【再掲】	令和4年4月以降 • 地域情報発信交付金を活用して、福島の各自治体による情報発信を継続して支援。 令和4年4月 • 令和4年度「地域の伝統魅力等発信基盤整備事業」の公募開始。	• 福島の各自治体による事業の効果等を評価・分析し、今後の方策を検討。【再掲】 • 福島の民間団体等による情報発信支援等を継続的に実施。現場のニーズ・課題を踏まえて必要な支援策を検討・実施。

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進･交流人口拡大支援 【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
(エ) 交流人口の拡大支援 【復興庁、経済産業省】		
令和3年3月 • 民間事業者等およそ70名が参加し、浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に繋がるプロジェクトを創出する場を立上げ。 7月以降、広域でのスポーツイベント等の具体プロジェクト検討チームが発足。 令和3年10月 • 15市町村で、ツアーやイベント、ゲストハウス等の誘客コンテンツ開発に取り組む、民間事業者等への支援事業の公募を開始(令和3年10月22日～12月17日)。 令和3年11月 • 15市町村の店舗でQRコード決済をした場合に、最大30%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを開始。約2,000店舗が参加(令和3年11月1日時点)。 • 日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。【再掲】	～令和4年3月 • プロジェクト創出の場を複数回開催し、新たなプロジェクト検討チームの発足を支援。 • プロジェクト創出の場の参加者による具体プロジェクトの実行。 • 誘客効果を高めるため、15市町村のコンテンツ情報を一元・継続的に情報発信する取組への支援を開始。 令和4年4月以降 • 誘客コンテンツ開発支援を継続実施。地元の経済効果に更につなげるべく、地元事業者(飲食、宿泊等)との連携強化や、ポイント還元事業への参加の働きかけを検討。 • 来訪者向け消費喚起キャンペーンを継続実施。実績データを分析し、より誘客効果の高い層への広報強化や、「常磐もの特集」等の特定のキャンペーン・地域への重点支援等を検討。 • 旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアー実施を継続的に検討。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。 【再掲】	• 民間事業者主導のプロジェクト創出につながるよう、民間事業者間の連携促進を継続実施。 • 15市町村の認知度向上と来訪者増加につながるよう、一元的な情報発信への支援を継続実施。 • 組成したコンテンツが地域に根付き、持続的な誘客を実現するよう、誘客コンテンツ開発支援を継続実施。 • 来訪者向け消費喚起キャンペーンを継続実施。実績データの分析等を進め、更なる消費拡大に向けた方策を検討・実施。 • 旅行業界と連携を継続し、ツアー生成の事例を積み上げるとともに、ツアーを拡大する等、誘客の促進。【再掲】

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進･交流人口拡大支援 【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
(エ) 交流人口の拡大支援 【復興庁、経済産業省】（続き）		
令和3年12月 • 更なる交流人口拡大に向けたアクションを検討・具体化する場を立上げ。	令和4年春 • 交流人口拡大に向けた「アクションプラン」を策定し、追加策(地元自治体のデジタルプロモーションへの支援等)を具体化。	• 「アクションプラン」に位置付けた取組を地元自治体が持続的に実施できるよう後押し。

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

④中小機構やJETRO等による支援 【経済産業省、農林水産省】

- 特別相談窓口の設置等
- 復興支援アドバイザーの派遣等
- EC･見本市等での支援
- 経済団体等のネットワークの活用

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 特別相談窓口の設置等 【経済産業省】		
令和3年9月 • 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の中小企業者等の相談に対応するため、中小機構、JETRO及びよろず支援拠点に特別相談窓口を設置。	令和4年1月以降 • 関係省庁、中小機構及びJETRO等による出前相談会を太平洋沿岸地域で開催。 • 特別相談窓口による相談対応を継続的に実施。	• 特別相談窓口等による相談対応を継続的に実施。相談内容等を踏まえて必要な支援策を検討・実施。
➢ 復興支援アドバイザーの派遣等 【経済産業省】		
令和3年9月 • 中小機構（北海道本部、東北本部（福島支援センター含む）及び関東本部）において、ALPS処理水の処分に伴う当面の対策に関するアドバイザーの派遣支援を開始。	令和4年1月以降 • 中小機構のアドバイザー派遣支援を継続的に実施。 • JETROの各事務所は、事業者へのアンケート調査等を通じて海外ビジネスに関する実態を把握し、ハンズオン支援等を実施。	• 中小機構のアドバイザー派遣支援等を継続的に実施。現場のニーズ・課題を踏まえて必要な支援策を検討・実施。

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

④中小機構やJETRO等による支援 【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ EC･見本市等での支援 【経済産業省、農林水産省】		
～令和3年12月 • JETROは、JAPAN MALL事業を通じて、世界60以上の連携先ECバイヤーに、北海道から千葉県の農水産品を含む日本産品を取り扱う事業者192者の商品を紹介。48事業者が成約。 • JETROは、海外の日本産食材サポーター店に対して、メールマガジン等の活用により、日本産品の魅力について情報発信。	令和4年1月以降 • JETRO、中小機構は、EC・見本市等を通じて、「三陸・常磐もの」を含めた日本産品を取り扱う事業者の海外展開・販路開拓を継続的に支援。 • JETROは、海外の日本産食材サポーター店に対して、メールマガジン等の活用により、日本産品の魅力を発信する中で、新たに「三陸・常磐もの」についても情報を発信予定。	• JETRO、中小機構は、日本産品の魅力発信や、海外展開・販路開拓支援に継続的に取り組むとともに、事業の実施状況や、現場の課題・ニーズを踏まえて必要な対策を検討・実施。

対策７：安全証明･生産性向上･販路開拓等の支援

④中小機構やJETRO等による支援 【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 経済団体等のネットワークの活用 【経済産業省、農林水産省】		
～令和3年12月 • 経団連等に対して改めて被災地産品の消費拡大への取組等への協力要請を実施。 平成30年2月以降 • 東京電力は主に以下の取組を実施。 - 首都圏や福島県内を中心に、小売店や飲食店での県産品販促催事を延べ約1万4,500店日開催(令和3年11月末) - 毎年新米時期に合わせて集中キャンペーンを実施。令和3年度は4回目となる「発見！ふくしま」キャンペーン～ふくしま！海と大地の収穫祭～を開催 - コロナ禍を踏まえ、昨年からECサイトを活用した販促キャンペーンを年2回開催。令和3年度も12月17日まで販促キャンペーンを開催 - 「常磐もの」を広く周知するため、令和2年11月と令和3年3月にデリバリー＆テイクアウト型のイベントを開催。今年11月には参集型のイベント「発見！ふくしまお魚まつり」を開催 - 応援企業ネットワークでの取組として県産品マルシェ、社員食堂での食材利用、ふくしま弁当販売を実施 - LINE「ふくしま応援隊」での情報発信(登録者約121万人(令和3年12月)) - 各種雑誌を活用した県産品の認知度向上（dancyu、東京カレンダー、Pen、NewsWeek）	令和4年以降 • 経済団体等のネットワークを活用し、被災地産品の販売会等を開催。 令和4年以降 • 東京電力は、左記の取組を継続・拡大していくとともに、関係者との対話・協議を通じて必要な対策を検討・実施。 • 上記に加え、福島県やその近隣県を含めた全国大の魚食振興に資する取組を検討・実施。	• 被災地産品の消費拡大に向けた活動を広げるとともに、これらを契機に継続的な取引の拡大を実現。

対策８：万一の需要減少に備えた機動的な対策

①万一の需要減少に備えた機動的な対策 【農林水産省、経済産業省】

➢ 新たな緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や、冷凍に向いている水産物の一時的買取り・保管等について、機動的・効率的に対策が実施されるよう、基金により、全国的に弾力的な執行が可能となる仕組みを構築。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
令和3年8月 • 「当面の対策」において、「機動的・効率的に対策が実施されるよう、基金等により、全国的に弾力的な執行が可能となる仕組みを構築する。」と記載。 令和3年11月 • 「新たな経済対策」において、「ALPS処理水の海洋放出による風評影響を最大限抑制すべく、対策に万全を期す。」と記載。 令和3年11月 • 「ALPS処理水の海洋放出に伴う需要対策」を含む令和3年度補正予算を閣議決定。	令和4年1月以降 • 公募により基金管理団体を決定。新たな基金を構築し、機動的な予算執行体制を確保。 • その後、執行体制が整い次第、支援対象の漁業者団体等の公募予定。 <具体的な支援内容> ① 万一水産物の需要減少等の風評影響が生じた場合の緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や、冷凍に向いている水産物の一時的買取り・保管等を支援。 ② 風評への懸念を払拭するため、ALPS処理水の安全性等に関する理解醸成を実施し、風評影響を最大限抑制。	• 政府方針決定から2年程度を目途に処理水の処分を開始した後も、継続的に水産物の需要減少等、風評影響の把握に努めるとともに、全国的に機動的な対応を実施。

対策９：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決 【文部科学省、経済産業省】

- 特別チーム（処理水損害対応支援室）において、東京電力に対する指導にとどまらず、国が前面に立って迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償方針の周知や支援、東京電力の対応状況の確認を実施。また、東京電力による問合せ対応や請求支援に関する指導を行う。
- 東京電力に対して風評賠償の枠組みの早期取りまとめ・公表を指導し、速やかに、各地域や業種ごとに当該枠組みを説明し、賠償基準を具体化するための協議を実施。また、協議の際は、事業者団体等の要請により、関係省庁も参加して調整を促進する。
- 個別の損害賠償に不服がある場合には、ADRセンターの活用を促すとともに、東京電力に対して「和解仲介案の尊重」の方針を遵守するよう指導する。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 体制の整備【経済産業省】		
令和3年4月 • 経済産業省に「処理水損害対応支援室」を設置。 • 東京電力に、処理水の賠償専用ダイヤルを開設。 令和3年9月 • 東京電力は、宮城県の賠償業務を行う東北補償相談センターを、理解醸成から賠償まで一元的に担務する仙台事務所として改め、体制を強化。 • 茨城県においても、賠償業務を行う茨城補償相談センターに加え、風評影響が懸念される関係者との対話・協議を行う地域コンタクトセンターを新たに設置し、体制を強化。	令和4年1月以降 • 引き続き、「処理水損害対応支援室」は、東京電力に対する指導にとどまらず、国が前面に立って迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償方針の周知や支援等を実施するため、随時体制の見直しを行い、万全の体制を維持。 • 引き続き、東京電力は、賠償業務の状況や関係者からの意見等を踏まえて、随時体制の見直しを行い、万全の体制を維持。	• 東京電力は、処理水の放出に先立って被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施するための体制を整備。 - 補償相談センター（説明会、相談窓口、個別訪問、請求書等の配布・受付、コールバック対応） - 補償相談コールセンター（電話受付・説明） 等

対策９：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

①～③体制の整備･賠償の方針･賠償に関する紛争解決 【文部科学省、経済産業省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 賠償の方針【経済産業省】		
令和3年8月 • 東京電力が、風評賠償の枠組みを公表。 • 政府は、東京電力に対する賠償の枠組みの説明、意見聴取及び賠償基準の素案作成等について指導。 令和3年8月～ • 政府及び東京電力は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の県庁、漁業、水産加工業、農業、商工・観光業関係者等約130団体に説明を行い、意見聴取等を実施。	令和4年1月以降 • 漁業、水産加工・流通業、農業、商工・観光業等の業種別の賠償方針を具体化。 • 業種別の賠償方針の具体化後、政府と東京電力は、風評被害の推認や賠償額の算定に係る以下の項目等について調整を進め、それぞれの地域・業種の実情に応じた賠償基準を取りまとめ。 ＜調整項目の例＞ ① 基準年の設定 ② 参照する統計データの選択 ③ ALPS処理水以外の要因の扱い	• 政府と東京電力は、処理水の放出に先立って、関係団体等に対して賠償基準や請求方法等を周知する等、理解を得るための取組を実施。 • 風評被害の推認方法や賠償額の算定方法が、発生した被害の実態に則したものになっているか、政府も業界団体等の声を聞きつつ検証し、東京電力に対して結果に応じた見直しを指導。 • 賠償金の支払状況を確認し、迅速な賠償が着実に実施されるよう東京電力を随時指導。

対策９：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決 【文部科学省、経済産業省】

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
➢ 賠償に関する紛争解決【文部科学省・経済産業省】		
令和3年4月以降 • 文部科学省は、ADRセンターやその取組の周知を図るため、地方自治体及び避難者支援団体等と連携して、広報紙の記事等の作成や説明会を実施。 令和3年8月 • 経済産業大臣は、「和解仲介案の尊重」を掲げた東京電力の第4次総合特別事業計画を認定。	令和4年1月以降 • 文部科学省は、ADRセンターやその取組の周知を図るため、以下の取組を実施。 - 広報チラシの作成、配布 - 地元広報紙への記事掲載 - 地元紙への広告 - 地元のイベント等の様々な機会を捉えた説明会の開催	• 文部科学省は、地方自治体及び避難者支援団体等と連携し、広報紙の記事、チラシ等の作成や説明会を通じて、ADRセンターやその取組の周知を図るための取組を引き続き実施。 • 経済産業省は、個別の損害賠償に関する不服の声が寄せられた場合にはADRセンターを紹介。 • 経済産業省は、東京電力のADRへの対応状況を注視し、和解に向けて最大限努力するよう、東京電力を随時指導。

対策１０：風評を抑制する将来技術の継続的な追求

①トリチウムの分離技術の第三者評価及び最新技術動向の継続的な把握 【経済産業省】

- トリチウム分離技術については、政府としても、引き続き最新の技術動向について随時調査を行う等、アンテナ高く把握する。
- 東京電力が、第三者を活用した「トリチウムの分離技術調査」において、トリチウムの分離技術の実用化の可能性について、幅広い調査の実施や提案の受付・評価を行うとともに、課題を明確化するほか、必要な助言を行うこととしていることを踏まえ、当該スキームが適切に機能するよう、東京電力を指導する。
- 現実的に実用可能な技術が確認できた場合には、具体的な設計の検討や技術の実証試験等を行い、技術の確立を目指す。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組
令和3年5月～9月 • 東京電力が、ナインシグマグループを活用したトリチウム分離技術の公募調査を実施（第1期、約60件の応募）。 令和3年10月～12月 • 東京電力及びナインシグマグループによるトリチウム分離技術の公募調査（第2期）。 令和3年12月 • 第1期において、第1次評価を通過した11者に対して通知。 （注）通過者は、信頼性のある方法で実証データが取得されていること、トリチウムの収支が明確であること等、基本的な要件を満たすところ。今後、実用化に向けた課題等を確認していく。 • 第1次評価を通過した者を対象に東京電力による第2次評価を実施。	令和4年3月頃 • 第2次評価を通過した者に対し、ヒアリングを実施。廃棄物の性状や発生量、原子炉等規制法への適合性等の実用化に向けた課題の特定、解決に向けた研究開発の目標の設定等を実施。 令和4年内 • ナインシグマグループ及び東京電力によるトリチウム分離技術の公募調査・評価を継続的に実施（四半期ごと）。 令和4年春 • 国内外の最新動向を確認する経済産業省による委託調査の結果を取りまとめ。	• 今後も、ナインシグマグループ及び東京電力によるトリチウム分離技術の公募調査は継続的に実施。その中で、将来の実用化に向けて有望な技術については、追加的なデータの取得を求めるとともに、大規模化・安定化等の実証を実施することも検討。 • 今後も、文献調査やヒアリングを通じて、国内外の最新の技術動向を注視。

対策１０：風評を抑制する将来技術の継続的な追求

①トリチウムの分離技術の第三者評価及び最新技術動向の継続的な把握 【経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組
令和3年11月以降 • 経済産業省の委託調査（ALPS処理水の処分技術等に関する調査研究）においてトリチウム分離技術の国際動向についての文献調査やヒアリングを実施（※同様の調査は毎年継続的に実施中）。	令和4年3月頃 • 第2次評価を通過した者に対し、ヒアリングを実施。廃棄物の性状や発生量、原子炉等規制法への適合性等の実用化に向けた課題の特定、解決に向けた研究開発の目標の設定等を実施。 令和4年内 • ナインシグマグループ及び東京電力によるトリチウム分離技術の公募調査・評価を継続的に実施（四半期ごと）。 令和4年春 • 国内外の最新動向を確認する経済産業省による委託調査の結果を取りまとめ。	• 今後も、ナインシグマグループ及び東京電力によるトリチウム分離技術の公募調査は継続的に実施。その中で、将来の実用化に向けて有望な技術については、追加的なデータの取得を求めるとともに、大規模化・安定化等の実証を実施することも検討。 • 今後も、文献調査やヒアリングを通じて、国内外の最新の技術動向を注視。

対策１０：風評を抑制する将来技術の継続的な追求

②汚染水発生量の更なる抑制 【経済産業省】

- 今後も汚染水の発生量を可能な限り減少させる取組を継続する。
- 現時点では「完全止水」を実現するには、止水を行う上で原子炉建屋に隣接する土地で大規模な土木工事を行う必要があり、そうした工事に伴って、原子炉建屋内の滞留水が流出するリスクが高いこと等の課題があり、直ちに実施することは困難と考えられるが、廃炉の進捗状況や技術の進展を踏まえながら、検討を進める。

これまでの取組	今後１年間の取組	中長期的な取組の方向性
～令和3年12月 • 地下水バイパス、陸側遮水壁、サブドレン、フェーシング等の重層的な汚染水対策を講じることにより、令和2年の汚染水発生量は約140㎥/日となり、中長期ロードマップのマイルストーン「150㎥/日程度に抑制」を達成（令和2年）。 • 建屋滞留水の増加及び流出を防止するため、千島海溝津波に対する防潮堤を設置（令和2年9月）したことに加え、滞留水の残る建屋について、建屋開口部の閉止を完了（令和2年11月）。	令和4年1月以降 • 汚染水発生量を減少させるべく、地下水位の更なる低下、建屋屋根の補修、陸側遮水壁内側におけるフェーシングを推進。	• 中長期ロードマップに記載されている「2025年内に汚染水発生量を、1日当たり100㎥以下に抑制」目標の達成を目指して取組を継続。